行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	危機管理防災課	整理番号	4-4
処分の種類	医療実施の指示				
根拠法令条例 等·条項	武力攻撃事態等I 第85条第2項	こおける国民の保	護のための措置に	関する法律(平成	16年法律112号)
処分の概要		うべきことを指示	是供するため特に必 することができる。(
			事態は個々に態様 を設定することはB		た、過去に処分実
	前項の場合にお 請に応じないとき! 要があると認める	いて、同項の医療 は、都道府県知事 ときに限り、当該图	護のための措置に 関係者が正当な理 は、避難住民等に 医療関係者に対し、 質の事項を書面で表	里由がないのに同立 対する医療を提供 医療を行うべきこ	頃の規定による要するため特に必とを指示すること
処分基準 (未設定の場合 はその理由)					
基準の制定根拠	_				